

タブレットを活用するために

令和4年1月
田原市教育委員会

がくしゅうないよう りかい こじん まな ゆた
学習内容をよく理解し、個人の学びをより豊かにしていくために、タブレットを
ただ かつよう たいせつ
正しくに活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学 習を役立てるた
め とうぐ
めの道具です。

この『タブレットを かつよう するために』を りかい 理解し、「あんしん あんぜん ゆうこう
トを かつよう
活用していきましょう。

1. もくてき 目的

- がっこう か だ
・学校で貸し出すタブレットは、がくしゅうかつどう つか
学 習活動に使うことがもくてき
目的です。

2. しょう 使用について

- やす じかん ぎょうご つか とき せんせい きょか え
・休み時間や業後に使う時は先生の許可を得ます。
- かてい つか ばあい しょう じかん いえ ひと はな あ
・家庭で使う場合は、使用する時間は家の人とよく話し合ひましょう。
- タブレットを たにん か
・タブレットを他人に貸したり、使わせたりせず、自分のタブレットを しょう
使用しま
す。
- も
・持ったまま走ったり、じめん お
地面に置いたりせず、たいせつ あつか
大切に 扱います。
- タブレットの うえ もの お
・タブレットの上に物を置きません。
- みず しっけ おお つか ちやくしゃにっこう あ
・水をかけたり、湿気の多いところで使ったり、直 射日光に当たるところに
ちょうじかん お
長時間置いたりしません。
- しょうご じゅうでんほかんこ
・使用後は、充電保管庫に入れます。
- なくしたり、ぬすまれたりしないように じゅうぶん き つ
十分気を付けます。もし、なくした
り、ぬすまれたり、こわれたりしたときは せんせい い
すぐに先生に言います。

- ・故意による故障の場合は、修理代を請求されることがあります。

3. ネットモラルについて

- ・パスワードは友だちに教えたり、聞いたりしません。パスワードの管理は、自分で責任をもちます。
- ・自分や他人の個人情報（名前や電話番号、住所など）はインターネット上にあげたり、メールで送ったりしません。
- ・カメラで誰かを撮影する時は、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。
- ・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを書き込みせず、気持ちよく使える環境づくりに努めます。
- ・インターネットには、制限がかけられていますが、もし怪しいサイトに入ってしまったときはそのままにして、先生に知らせます。

4. データの保存

- ・学校のタブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。

5. 設定の変更

- ・デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレットの設定を勝手に変えません。タブレットは、個人の持ち物ではありません。
- ・学校から指示のないファイルをダウンロードしたり、ソフトをインストールしません。

6. 使用の制限

- ・田原市『タブレットを活用するために』を守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。